

地方創生SDGs  
宣言・登録・認証制度ガイドライン(暫定版)  
2023年度  
【第二版】

2023年10月

地方創生SDGs金融調査・研究会

(事務局:内閣府地方創生推進事務局)

# はじめに

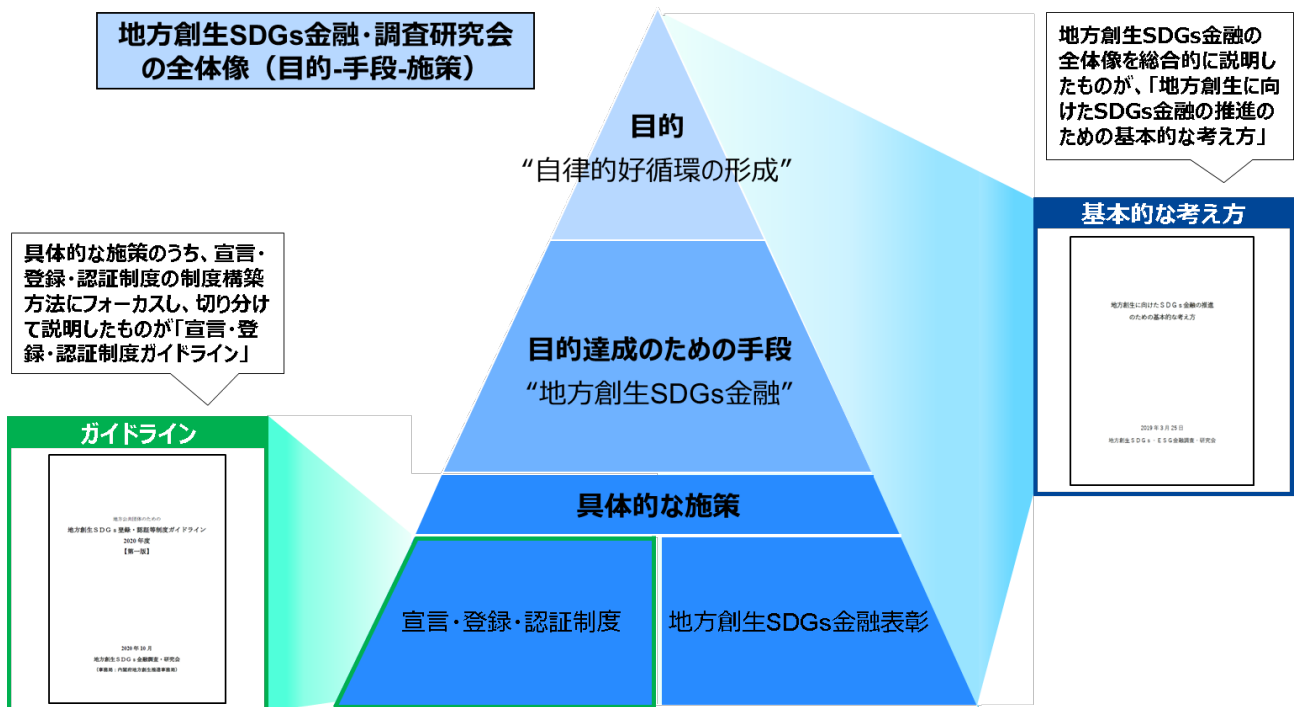
## はじめに

2019年3月25日付で、「地方創生SDGs・ESG金融調査・研究会」より、「地方創生に向けたSDGs金融の推進のための基本的な考え方」<sup>1</sup>が示された。この報告書の中では、地域の多様なステークホルダーが連携して、地域課題の解決に向けて、キャッシュフローを生み出し、得られた収益を地域に再投資する「自律的好循環」を形成することが求められている。

2019年度に設置された「地方創生SDGs金融調査・研究会」では、自律的好循環（地域における資金の還流と再投資）の形成の促進に向け、地域の企業や団体等（以下、「地域事業者」とする。）のSDGs達成に向けた取組の「見える化」を目的とする「地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン【第一版】」<sup>2</sup>を2020年10月に公表し、2022年度末時点では83の地方公共団体<sup>3</sup>（内閣府に報告があったものに限る）が制度を構築している。

第二版（暫定版）となる本ガイドラインは、先行して構築している地方公共団体の成果等を踏まえ、第一版の内容を更新し、より一層の制度普及と発展を図るものである。

なお、本ガイドラインは、宣言・登録・認証制度の普及状況や変化等に応じ、地方公共団体、民間団体、住民、有識者をはじめ関係各分野からの意見を踏まえながら継続的に見直しを実施する予定としている。



<sup>1</sup> [https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs\\_kinyu\\_basic\\_way\\_of\\_thinking.pdf](https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs_kinyu_basic_way_of_thinking.pdf)

<sup>2</sup> [https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs\\_finance\\_guideline.pdf](https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs_finance_guideline.pdf)

<sup>3</sup> <https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kinnyuu.html>

24	目次	
25	はじめに.....	2
26	はじめに.....	2
27	<b>第1章 本ガイドラインの目的・構成.....</b>	<b>5</b>
28	1-1. 本ガイドラインの目的.....	5
29	1-2. 本ガイドラインの構成.....	5
30	<b>第2章 地方創生SDGsの推進.....</b>	<b>6</b>
31	2-1. 国連におけるSDGsの採択と国内における取組.....	6
32	2-2. 地方創生SDGsの推進.....	6
33	2-3. 地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成.....	7
34	<b>第3章 「地方創生SDGs宣言・登録・認証制度」の基本的な考え方.....</b>	<b>8</b>
35	3-1. 「地方創生SDGs宣言・登録・認証制度」の現状.....	8
36	3-2. 「地方創生SDGs宣言・登録・認証制度」の目的と位置づけ.....	9
37	<b>第4章 「宣言」「登録」「認証」制度の構築及び運用方法.....</b>	<b>10</b>
38	4-1. 「宣言」「登録」「認証」制度の定義.....	10
39	4-2. 各制度の構築及び運用方法の全体像.....	11
40	4-3. 制度選択.....	11
41	4-4. 要件設定.....	12
42	4-5. 制度運用.....	13
43	<b>第5章 地方創生SDGsの取組方法と評価方法.....</b>	<b>14</b>
44	5-1. 「地方創生SDGsインパクト」及び「地方創生SDGsインパクト評価」の定義.....	14
45	5-2. 「地方創生SDGsインパクト評価」の手順.....	15
46	ステップ1 - 目指す姿を設定.....	15
47	ステップ2 - 目指す姿の達成方法を策定.....	17
48	ステップ2-1 ロジックモデルの作成方法(取組方法).....	17
49	ステップ2-2 インパクト評価指標の考え方(評価方法).....	19
50	ステップ3 - 取組を実践、評価しながら、ロジックモデル・指標に基づき取組を改善.....	21
51	<b>参考:「インパクト評価」に関する参考資料.....</b>	<b>22</b>
52	インパクト評価の全体像をより詳細に理解したい場合.....	22
53	社会的インパクト評価ツールセット実践マニュアル.....	22
54	社会的インパクト評価ツールキット.....	22
55	社会的インパクト・マネジメント・ガイドライン.....	23
56	インパクトレーダー.....	23
57	ロジックモデルの作成方法について詳細に理解したい場合.....	24
58	社会的インパクト評価実践研修 ロジック・モデル作成の手引き.....	24
59	ロジックモデル作成ガイド.....	25
60	ロジックモデル解説.....	25
61	インパクト評価指標について詳細に知りたい場合.....	25
62	地方創生SDGsローカル指標リスト.....	25
63	地方創生SDGs取組達成度評価項目一覧.....	26
64	アウトカム指標データベース.....	27

65	(参考)IRIS+.....	27
66	社会的インパクト・マネジメントとIRIS+との対応.....	27
67	インパクトファイナンスについて詳細に知りたい場合(地域金融機関向け).....	28
68	グリーンから始めるインパクト評価ガイド.....	28
69	<b>地方創生SDGs金融調査・研究会 (敬称略・五十音順).....</b>	<b>29</b>
70	留意事項.....	30
71		

## 第1章 本ガイドラインの目的・構成

### 1-1. 本ガイドラインの目的

地方創生SDGsとは、地域の課題に対し、SDGsを原動力として、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化を実現することである。

本ガイドラインの目的は、地方創生SDGsの実現に必要な、地域事業者のSDGs達成に関わる活動や、地域における資金等の還流と再投資(自律的好循環)に係る活動を促進するため、地方公共団体が地方創生SDGsに取り組む地域事業者を「見える化」する制度の構築や運用に資する指針を示すことである。

### 1-2. 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、大きく5つの要素及び別冊により構成されている。

1. 第1章は、本ガイドラインの目的と構成を記載している。
2. 第2章は、地方創生SDGsや自律的好循環の概要と現状を示している。
3. 第3章は、地方創生SDGs宣言・登録・認証制度の基本的な考え方を示している。
4. 第4章は、「地方創生SDGs宣言・登録・認証制度」の目的や、地域事業者、地域金融機関、地方公共団体が本制度に取り組む意義を示している。
5. 改訂に伴い、第5章に、地域事業者の取組を評価する手法として「地方創生SDGsインパクト評価」を紹介している。
6. また、地方公共団体の制度構築・運用事例を別冊にとりまとめた。

## 第2章 地方創生SDGsの推進

### 2-1. 国連におけるSDGsの採択と国内における取組

102 持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals) は、2015 年に国連本部  
103 において採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための 2030 アジェン  
104 ダ」の中核文書であり、17 のゴールと 169 のターゲット等から構成されている。先進国・途  
105 上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面の観点から持続可能な開発を  
106 統合的取組として推進し、SDGsの達成に向けた取組を進めることが求められている。

107 国内においては、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、SDGsの実施を総合的かつ  
108 効果的に推進することを目的に政府内に持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部<sup>4</sup>(本部  
109 長:内閣総理大臣)を設置し、「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針<sup>5</sup>」及び「SDGsア  
110 クシヨンプラン<sup>6</sup>」が決定された。

111 「SDGs アクションプラン 2023」においても、重点事項の 1 つとして掲げられている  
112 「Prosperity 繁栄: 成長と分配の好循環」のなかで、「「デジタル田園都市国家構想」の実  
113 現を通じ、地域の個性を生かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会の実現に  
114 取り組み、「SDGs 未来都市」や「地方創生 SDGs 官民プラットフォーム」等を通じて好事例  
115 を幅広く共有することで、SDGs 達成に向けた取組を加速する」と示されている。

116

### 2-2. 地方創生SDGsの推進

118 2022 年 12 月 23 日に閣議決定されたデジタル田園都市国家構想総合戦略においては、  
119 「第1章 デジタル田園都市国家構想の実現のために」のなかで、「地方においては、これまで  
120 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下、様々な地域の社会課題解決・魅力向上に向けた取組  
121 が行われており、地域活性化につながった事例も数多く存在する。今後は、こうした流れをデ  
122 ジタルの力を活用して継承・発展させていくことが肝要である。また、デジタル田園都市国家  
123 構想の実現に当たっては、これまでの地方創生の各種取組についても、デジタル活用に限定  
124 することなく、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えなが  
125 ら推進していくことが重要である。」旨が示された。

126 内閣府では、2018 年度より地方公共団体によるSDGsの優れた取組を提案する都市を「S  
127 DGs未来都市」として選定しており、2023 年度までに選定した 182 都市<sup>7</sup>の支援を行うこと  
128 により、成功事例の創出及び普及展開を図っている。また、「地方創生SDGs官民連携プラッ  
129 フォーム<sup>8</sup>」を通じてSDGsに積極的に取り組む広範なステークホルダーにおけるパートナ  
130 シップの強化に向けた取組を推進するなど、地域の様々なステークホルダーの連携によるSD  
131 Gsを原動力とした地域課題等の解決に向けた取組、すなわち地方創生SDGsの推進に向け  
132 た様々な取組を行っている。また、直近の調査<sup>9</sup>では、1,033 の地方公共団体が「地方創生  
133 SDGs」達成に関する取組を推進しており、中でも 892 団体が総合計画に紐づけるなど、考え  
134 方が浸透するのみならず、実際の活動や計画に織り込まれるようになっている。

<sup>4</sup> <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/index.html>

<sup>5</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/SDGs/effort/index.html>

<sup>6</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/SDGs/effort/index.html>

<sup>7</sup> <https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/miraitoshi.html>

<sup>8</sup> <https://future-city.go.jp/platform/>

<sup>9</sup> [https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs\\_enquete\\_chousa.html](https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs_enquete_chousa.html)

135 2-3. 地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成

136 地域におけるSDGsの達成や地域課題の解決に取り組む地域事業者を金融面(投融  
137 資だけでなくコンサルティング等の非金融サービスなども含む)から支援するため、内閣府  
138 は「地方創生SDGs金融」を推進している。

139 地方創生SDGsの推進においては、地域課題等の解決に向けた取組によって得られた  
140 収益を地域に再投資する「地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成」が重要で  
141 ある。地方公共団体は自らが中心となり、地方創生SDGsに積極的に取り組む地域事業  
142 者の「見える化」を行い、地域金融機関や様々なステークホルダーと連携して地域事業者  
143 の取組を支援することで、更なる取組の推進及び地域の自律的好循環の形成の加速化  
144 につなげることができる。また、宣言・登録・認証制度の構築を機に、これから地方創生SD  
145 Gsに取り組む地域事業者の裾野の拡大が図られ、地域課題等の解決に向けた取組の促  
146 進が期待される。

147



148

149 また、本自律的好循環の形成を支援する他の施策として、環境省が「ESG 地域金融実  
150 践ガイド 2.2」<sup>10</sup>を公表しており、ESG の観点でも合わせて参照されたい。

<sup>10</sup> <https://www.env.go.jp/content/000123150.pdf>

151

## 第3章 「地方創生SDGs宣言・登録・認証制度」の基本的な考え方

152

### 3-1. 「地方創生SDGs宣言・登録・認証制度」の現状

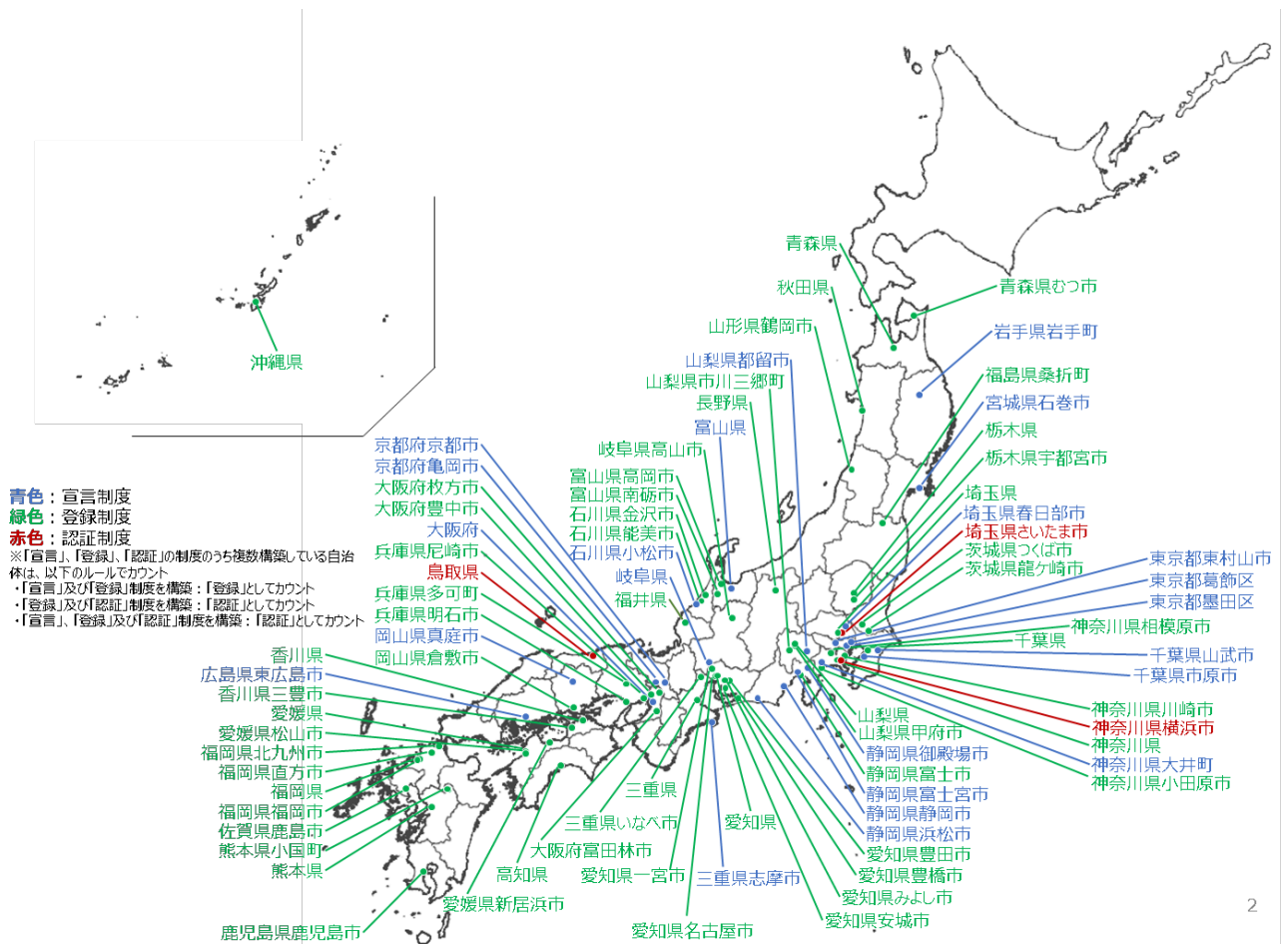
153

地方創生SDGsに取り組む地域事業者に対する宣言・登録・認証制度については、2020年のガイドライン第一版公表時点で既に複数の地方公共団体に構築されており、地域事業者の「見える化」を通じて、地方公共団体と地域の経済団体及び金融機関、大学等様々なステークホルダーとの連携の促進や、企業の経営計画等におけるSDGsの取組が進められていた。

158

2022年度末時点では下図に示す「83」の地方公共団体<sup>11</sup>(内閣府に報告があったものに限る)が構築しており、今後も更なる取組の拡大や深化が期待される。

160



161

162

<sup>11</sup> <https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kinnyuu.html>



### 3-2. 「地方創生SDGs宣言・登録・認証制度」の目的と位置づけ

163

164

165

166

167

168

169

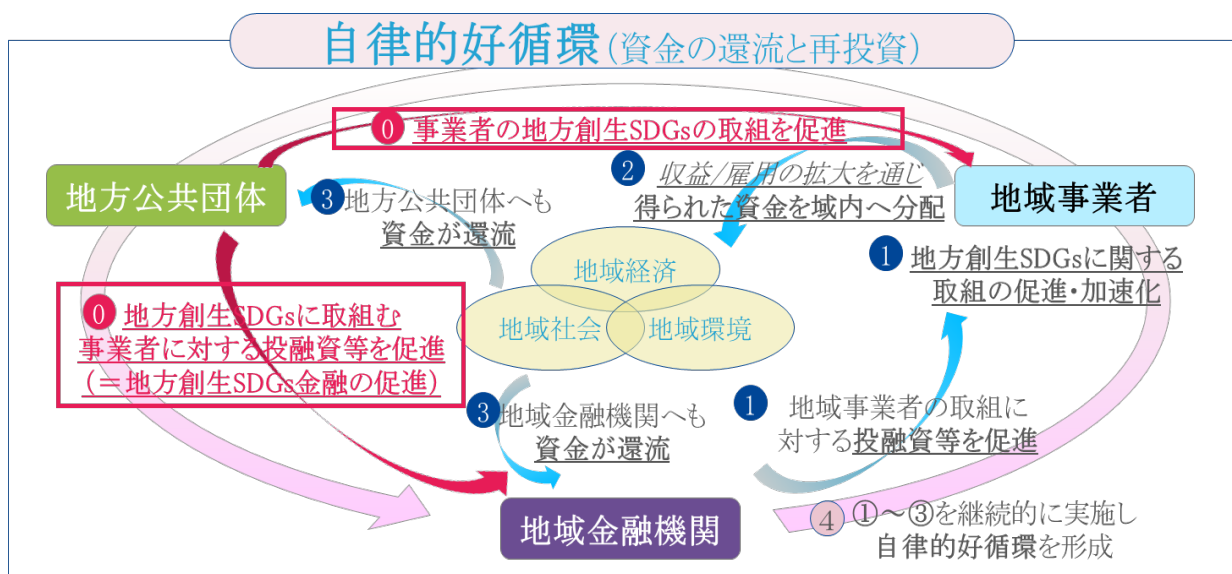
170

171

172

「地方創生SDGs宣言・登録・認証制度」は、地域におけるSDGsの達成と自律的好循環(地域における資金の還流と再投資)の形成に貢献する取組を実施している地域事業者を「見える化」することを目的とし、制度の活用を通じて自律的好循環が全国各地で形成されることが期待される。

自律的好循環の形成に向けた地域の主なステークホルダーとして、「地域事業者」「地域金融機関」「地方公共団体」を下図に位置づけ、地方公共団体が地域事業者へ「①地方創生SDGsの取組を促進」に加えて、地域金融機関へは「①地方創生SDGsに取組む地域事業者に対する投融資等を促進」するため、制度構築に際して、地域事業者及び地域金融機関等と連携、協議することを推奨している。



173

174

175

「地方創生SDGs宣言・登録・認証制度」の導入により、各ステークホルダーが得る効果を以下に整理する。

地域事業者※	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方創生SDGsへの取組が「見える化」されることで、地域貢献の表明が可能となり、地域における認知度が向上する</li> <li>結果、信用の向上等により、ビジネス機会、取引の拡大に加え、人材確保の機会拡大等にもつながる</li> <li>さらに、金融・非金融、公共入札、補助金審査における加点等の支援が期待される</li> </ul>
地域金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方創生SDGsに資する地域事業者が「見える化」されることで、投融資や非金融サービス等が拡大する</li> <li>地域事業者への投融資や非金融サービス等を通じ、地域経済の活性化のみならず、金融機関自身の地方創生やSDGsへの取組推進が可能となる</li> </ul>
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域事業者の「見える化」により、地域におけるSDGsの達成と自律的好循環の形成に加え、地域における資金の還流と再投資が促進される</li> <li>「見える化」に基準や要件を設けることにより、地方創生SDGsの取組の向上が図られる</li> <li>地域事業者、地域金融機関等、多様なステークホルダーを巻き込むことで、様々な連携や支援が促される</li> </ul>

176

177

※地域事業者に金融機関も含む

## 第4章 「宣言」「登録」「認証」制度の構築及び運用方法

本章では、「宣言」「登録」「認証」制度の構築及び運用方法について説明する。

### 4-1. 「宣言」「登録」「認証」制度の定義

本ガイドラインでは、各制度を以下の通り定義する。

#### 宣言

- 地域事業者が、要件を満たすことを確認し、公表する
- 地方公共団体が、宣言した地域事業者を公表する(任意)

#### 登録

- 地方公共団体が、要件を満たした地域事業者を公表する

#### 認証

- 地方公共団体が、要件を満たした地域事業者を認証し、公表する

また、各制度の構築及び運用方法における相違点は、以下の通り整理される。

○:必須 △:任意

	地域事業者 による確認	地方公共団体 による確認	地方公共団体 による認証	地方公共団体 による公表	変更・取消等 の規定
宣言	○	△	—	△	△
登録	○	○	—	○	○
認証	○	○	○	○	○

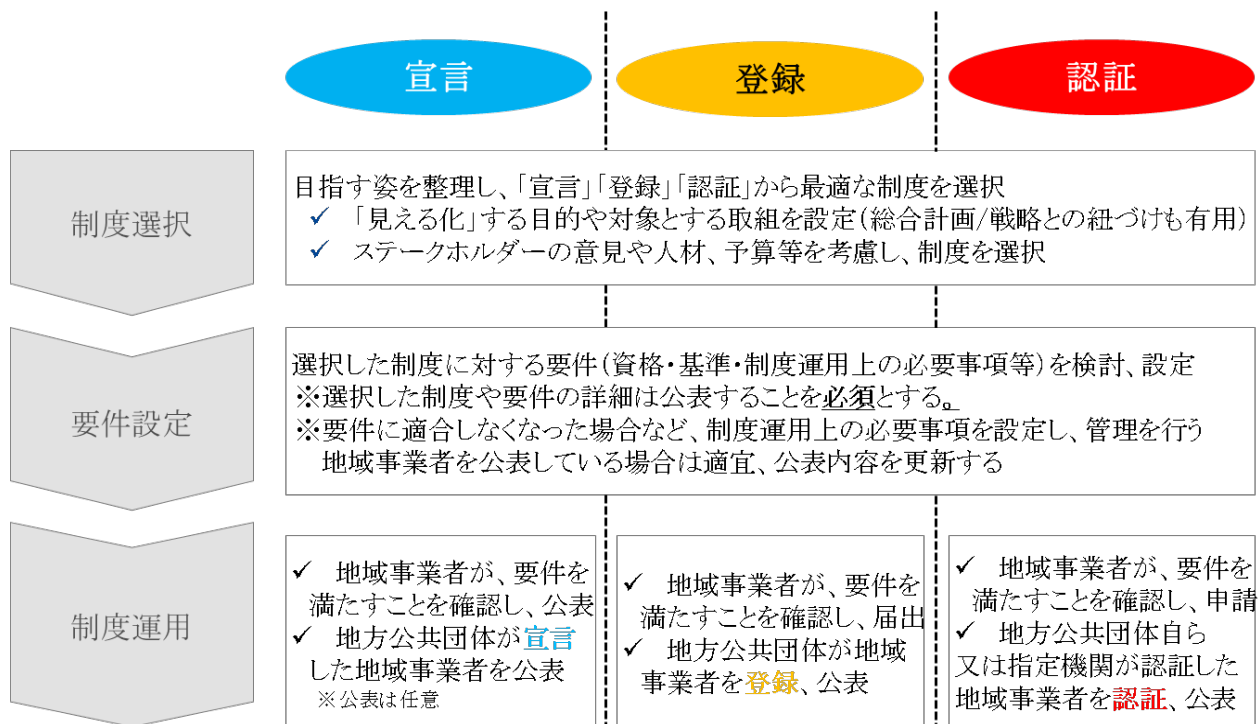
なお、上記の定義は、地方公共団体による既存制度の構築又は運用を行うことを妨げるものではない。

193  
194  
195  
196  
197  
198

## 4-2. 各制度の構築及び運用方法の全体像

「宣言」「登録」「認証」制度の構築及び運用方法について、「制度選択」、「要件設定」、  
「制度運用」のプロセスに分けて説明する。

なお、「制度選択」及び「要件設定」のプロセスについては、「宣言」「登録」「認証」制度と  
も共通であり、「制度運用」については、制度ごとに記載する。



199  
200  
201

## 4-3. 制度選択

### 1. 「目指す姿」の設定

「宣言」「登録」「認証」の制度を選択するために、まず地方公共団体として目指す姿を設定する。

本制度は、地域のSDGsに取り組む地域事業者を「見える化」することにより、地域におけるSDGsの達成や自律的好循環を形成することが目的であるが、地方公共団体ごとに解決すべき地域課題が異なることから、以下のような施策や情報をもとに、地域事業者や地域金融機関等のステークホルダーと協議し、目指す姿を設定することが望ましい。

210  
211  
212  
213  
214  
215

- 地方公共団体の総合計画や総合戦略等
- 日本の地域課題に合わせ検討・策定された「地方創生SDGsローカル指標」や、「地方創生SDGs取組達成度評価項目一覧」
- 地域事業者や地域金融機関等との協議やヒアリング結果等

## 216 2.制度の選択

217 次に「目指す姿」の実現に向け最適な制度を選択する。以下を参考に、最適な制度を  
218 決定されたい。(以下の具体記載は例であり、実際の構築や運用にあたってはこれらを参  
219 照しながらも独自に検討することが望ましい)

220

- 221 ● 地域事業者、地域金融機関等のステークホルダーへの効果

- 222 ○ 宣言制度、登録制度、認証制度のもたらす効果の比較。

- 223 ○ 対象地域事業者の取引拡大や地域金融機関の投融資を促すために、地方  
224 公共団体による地域事業者の確認は有効か。具体的にどのような項目につ  
225 いて確認されていると有効か。

- 226 ● 運用体制

- 227 ○ 制度運用する地方公共団体に、「届出内容の確認」や「地域事業者の公表」  
228 等の「制度運用」を実施できる人材や予算等の資源や適格な能力がどの程  
229 度あるか 等

230

231

### 232 4-4. 要件設定

233 選択した制度に対する資格(法人格、反社会的勢力でないこと等)、基準(評価項目、評  
234 価手法等)、制度運用上の必要事項(資格維持、管理等)等を検討、設定することが望ま  
235 しい。

236

- 237 ● 地域事業者の資格(例)

- 238 ○ 法人格の有無や所在地等の条件

- 239 所在地・活動地域が行政区域内である又は地域内で活動していること

- 240 ○ 反社会的勢力ではないこと及び取引関係等がないこと

241

- 242 ● 地域事業者の基準(例)

- 243 ○ これから取り組む又は既に取り組んでいる事業や取組等が SDGs に貢献で  
244 きること

- 245 ○ 地方創生に貢献する意思や実績を有していること

246

- 247 ● 制度運営上の必要事項(例)

- 248 ○ 要件に適合しなくなった場合の「変更」や「取消」を設定すること

- 249 ○ 地域事業者を公表している場合は、公表内容を更新すること

250

251  
252  
253  
254  
255  
256  
257  
258  
259  
260  
261  
262  
263  
264  
265  
266  
267  
268  
269  
270  
271  
272  
273  
274  
275  
276  
277  
278

## 4-5. 制度運用

「宣言」「登録」「認証」制度ごとに制度運用の詳細を記載する。

### <「宣言」制度運用>

- 地方公共団体： 宣言制度の公表【必須】
- 地域事業者： 宣言要件の確認【必須】
- 地域事業者： 「宣言」の作成、公表【必須】
- 地域事業者： 「宣言」を地方公共団体に提出【任意】
- 地方公共団体： 地域事業者の確認・提出内容確認【任意】
- 地方公共団体： 地域事業者を公表【任意】

### <「登録」制度運用>

- 地方公共団体： 登録制度の公表【必須】
- 地域事業者： 登録要件の確認【必須】
- 地域事業者： 地方公共団体への登録(届出)【必須】
- 地方公共団体： 地域事業者の確認・届出内容の確認【必須】
- 地方公共団体： 地域事業者を登録、公表【必須】

### <「認証」制度運用>

- 地方公共団体： 認証制度の公表【必須】
- 地域事業者： 認証要件の確認【必須】
- 地域事業者： 認証申請【必須】
- 地方公共団体： 申請内容の確認【必須】
- 地方公共団体： 地域事業者を認証【必須】
- 地方公共団体： 地域事業者を公表【必須】

※地方公共団体が指定する認証機関は、以下のような要件を満たしているべきである。

#### 地方公共団体が指定する認証機関が満たすべき要件

組織としての 適格性	誠実性	常に誠実に行動し、虚偽又は誤解を招く内容が含まれる情報の作成や開示に関与しない
	公正性	先入観を持たず、利害関係者又は他者からの不当な影響に屈せず、公正な立場を堅持する
	専門性	当該地域への理解や、認証制度などへの専門的な経験・知見を備えている
	組織能力	評価を実施する際に十分な資源や適格な能力を有している
認証時に 遵守すべき 事項	秘密保持	業務上で知りえた情報を他社に漏洩し、自己若しくは第三者の利益のために利用しない
	情報公開	認証の目的、評価内容や評価基準を明確にし、結果等の情報を入手できる場を示している
	申請者との コミュニケーション	評価結果等に関する申請者からの異議申し立て・苦情に対応するためのプロセスを保持している
	記録の保管	認証にかかる記録の保管期限・方法等の方針やプロセスを保持している

279

## 第5章 地方創生SDGsの取組方法と評価方法

本章では、制度運用等の参考として、「宣言」「登録」「認証」へ届出/申請する地域事業者、そして各制度を構築/運用する地方公共団体を主な対象とし、地域事業者の取組を評価する手法として「地方創生SDGsインパクト評価」を紹介する。なお、「インパクト評価」とは、取組等により生じる社会的変化等(インパクト)を評価する手法である。

### 5-1. 「地方創生SDGsインパクト」及び「地方創生SDGsインパクト評価」の定義

一般的に「インパクト評価」は、事業や活動の社会的・環境的な変化や効果を定量的・定性的に把握し、事業や活動について価値判断を加えること<sup>12</sup>を指す。

本ガイドラインでは「地方創生SDGsインパクト」及び「地方創生SDGsインパクト評価」を以下の通り定義する。

#### 「地方創生SDGsインパクト」の定義

地域におけるSDGsを原動力とした取組の結果として生じた  
地域課題の解決や地域経済の活性化の資する短期、長期の変化・効果

#### 「地方創生SDGsインパクト評価」の定義

「地方創生SDGsインパクト」を定量的・定性的に把握し、取組について価値判断を加えること

この「地方創生SDGsインパクト評価」を以下の観点で行うことで、「見える化」された地域事業者の取組の把握や評価する指針となり、「地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成」を促進させることが可能である。

- 地域事業者
  - 地域事業者の取組が、どのような観点(「地域課題の解決」及び「地域経済の活性化」)で、どのような変化・効果を生み出しているのかを自身で定量的・定性的に把握し、取組の深化に活かす  
(例)
    - (ア) 自身の地域社会・地域経済への貢献度を可視化
    - (イ) 地域課題の解決・地域経済の活性化に向けどのように貢献し得るかを捉え直し、新規事業の創造や既存事業の取り組み方の見直しに活かす
- 地域金融機関
  - 地域事業者による「地方創生SDGsインパクト評価」を支援することにより、地域事業者が生み出す「地域課題の解決」及び「地域経済の活性化」に関する変化・効果をより高める
- 地方公共団体
  - 総合計画や総合戦略等の地方公共団体としての目標を「地方創生SDGsインパクト評価」における目指す姿のひとつとして提示することにより、地域における取組を方向付け、取組の深化に活かす
  - 「宣言」「登録」「認証」制度による地域事業者の取組の深化を促進するため、

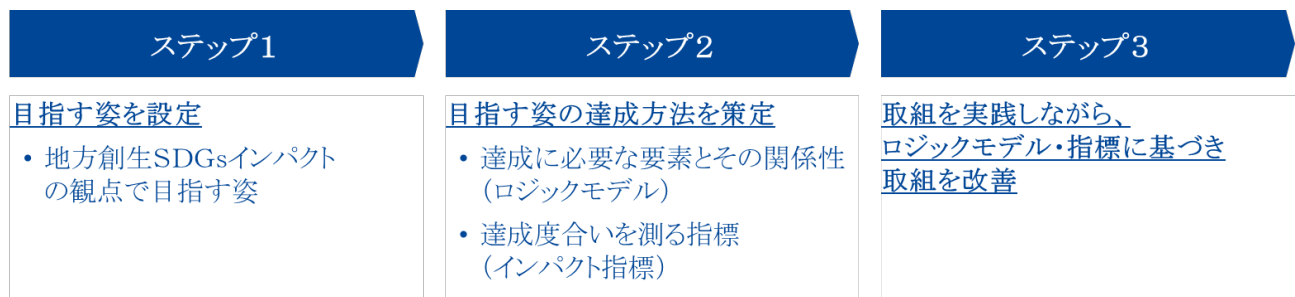
<sup>12</sup> <https://impactinvestment.jp/impact-investing/about.html>

319 制度要件等として「地方創生SDGsインパクト評価」を課すことは有効である  
 320 ※ 「地方創生SDGsインパクト評価」はあくまでも任意の取組であり、  
 321 各制度において要件とすることは必須ではない  
 322 ※ 各制度において要件とする場合は、地方公共団体が自らの施策  
 323 や取組に関する「地方創生SDGsインパクト評価」を実施すること  
 324 により、その地域の地域課題や地域経済の活性化に向け必要な  
 325 取組や事業がより明確になることが期待される  
 326

## 5-2. 「地方創生SDGsインパクト評価」の手順

328 「地方創生SDGsインパクト評価」は、以下の3つのステップで実践される。

329 なお、本ガイドラインにおける整理は 2017 年に内閣府が発表されている「社会的インパ  
 330 クト評価ツールセット実践マニュアル<sup>13</sup>」を基に作成しており、必要に応じ参照されたい。  
 331



### ステップ 1 - 目指す姿を設定

335 ステップ1は、取組を通じた目指す姿を設定する。

336 具体的には、どのような「地域課題の解決」と「地域経済の活性化(=地域事業者にとつ  
 337 ては売上・利益の向上等)」を目指すのか、制度申請主体(地域事業者)や制度運用主体  
 338 (地方公共団体)が定義することであり、以下のような例が想定される。  
 339

#### 【「目指す姿」のイメージ(地域事業者=制度申請主体が実施する場合)】

- 341 • 「X」という事業により、SDGsに係る地域課題「A」について課題を解決した状態を  
 342 実現すると同時に、その事業により地域経済を「 $\alpha$ (売上、利益、雇用等)」の観点で活  
 343 性化する。
- 344 • 「Y」という事業・企業の在り方を通じ、SDGsに係る地域課題「B」について課題を解  
 345 決した状態を実現すると同時に、その事業により地域経済を「 $\beta$ (売上、利益、雇用  
 346 等)」の観点で活性化する。

347 ※ 最初の段階で時間軸(例 - 2030年までに、等)及び目指す姿の定量値(例  
 348 - 産業廃棄物の量を半減し、雇用を10名増加、等)まで決めることが望まし  
 349 いが、必須ではなく、取組を推進する中で決める形でも構わない

350 目指す姿の定義にあたっては、以下の工夫を講じることにより、効果的・効率的な検討が  
 351 可能となる。

<sup>13</sup> [https://simi.or.jp/wp-content/uploads/2020/06/NAB\\_manual\\_ver2.pdf](https://simi.or.jp/wp-content/uploads/2020/06/NAB_manual_ver2.pdf)

- 352 ● 「目指す姿」は複数の場合もある。  
353 ● 総合計画や総合戦略等を参照する  
354 ● 例の2点目にある通り、事業そのものによる取組のみならず、事業や企業の「あり方」  
355 を通じた地域課題・地域経済への貢献も想定される。例えば、企業として地域の平均  
356 給与より高い給与を実現していたり、地域や全国の平均取得率よりも高い水準での  
357 育休・産休取得を実現していたり、といった事例が考えられる。  
358 ● 関連ステークホルダーへのヒアリング等を実施して検討する  
359 ○ サプライヤーや顧客、更には取引金融機関、地方公共団体と協議することにより、  
360 地域経済における自社の位置づけや役割が明確になることが想定される  
361 (地域金融機関は、これを推進・協力する役割のイメージ)  
362 ● 取組の対象や受益者(顧客のみならず、サプライヤーや従業員等も対象となり得る)  
363 を明確にすることも有効  
364 なお、地方公共団体(制度運用主体)が実施する場合は、以下のようなイメージとなる。  
365

366 【「目指す姿」のイメージ(地方公共団体＝制度運用主体が実施する場合)】

- 367 ● 「X」という施策により、SDGsに係る地域課題「Y」について課題を解決した状態を実  
368 現すると同時に、それに取組む地域事業者が増えることにより、地域経済が「 $\alpha$ (売  
369 上、利益、雇用等)」の観点で活性化される。  
370 ※ 最初の段階で時間軸(例 - 2030年までに、等)及び目指す姿の定量値  
371 (例 - 産業廃棄物の量を半減し、地域全体で雇用が10%増、等)まで決め  
372 ることが望ましいが、必須ではなく、施策を推進する中で決める形でも構わ  
373 ない  
374

375 地方公共団体の場合は、どの施策を対象にしているかに応じ、目指す姿のレベル感や  
376 個数も大きく変動することが想定されるため、以下の工夫や連携を実施することでより効果  
377 的・効率的な検討が可能になると考える。

- 378 ● 施策の塊ごとに検討をすることが基本だが、複数の施策をまとめたもの(総合戦略  
379 等)について実施する場合は、含まれる各施策で目指すものを取りまとめて、全体の  
380 目指す姿とする  
381 ○ 例 - 複数のSDGsに関する目標がある場合はそれをまとめる、各施策の地域経  
382 済に対する影響をまとめる、等  
383 ● 既存の施策目標等があれば、それをまずはたたき台とすることが効果的  
384 ● 関連ステークホルダーへのヒアリング等を実施して検討する  
385 ○ 組織内の各部署へのヒアリングに加え、有識者へのヒアリング、更にはパブリックコ  
386 メント等の実施も考えられる  
387 ● 取組の対象や住民、地域事業者の区分に加え、詳細な属性(世代等)を設定するこ  
388 とも有効



389 **ステップ2 - 目指す姿の達成方法を策定**

390 ステップ2は、目指す姿の達成方法を策定する。

391 達成方法の策定には大きく、取組方法と評価方法の2つの要素があり、一つは達成に  
392 必要な要素とその関係性を整理した「ロジックモデル」(取組方法)、もう一つはその達成度  
393 を測る指標である「インパクト指標」(評価方法)である。

394 これにより、ただ目標を提示するだけではなく、具体的に達成するための施策等、進捗を  
395 測るための指標が明らかになり、実際にステップ3で取組を推進する中でその進捗を確認  
396 し、改善していくことが可能となる。

397

398 **ステップ2-1 ロジックモデルの作成方法(取組方法)**

399 「ロジックモデル」とは、目指すインパクトの実現に向け、以下の4点を整理したものである。

- 400 ● 取組を行うために必要な資源【インプット】
- 401 ● インパクト実現に向けた具体的な取組【活動】
- 402 ● 取組における具体的なモノ・サービス【アウトプット】
- 403 ● モノ・サービスにより生み出される変化・効果【アウトカム／インパクト】

404

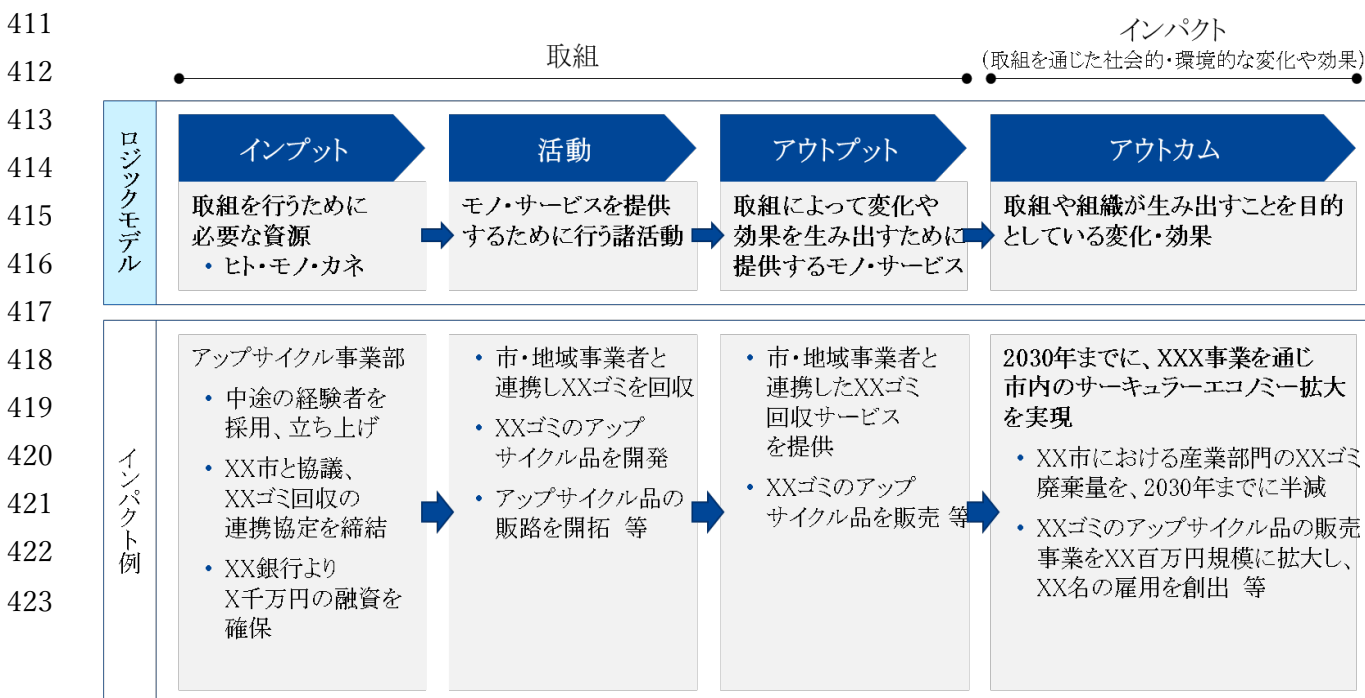
405 例えば、地域事業者が作成し得るロジックモデル及び地方公共団体が作成し得るロジック  
406 モデルとしては以下のようなものが挙げられる。

407

408 <地域事業者のロジックモデルイメージ>

409 ※ 地域金融機関はロジックモデルの作成の支援・協力をする役割

410



418

419

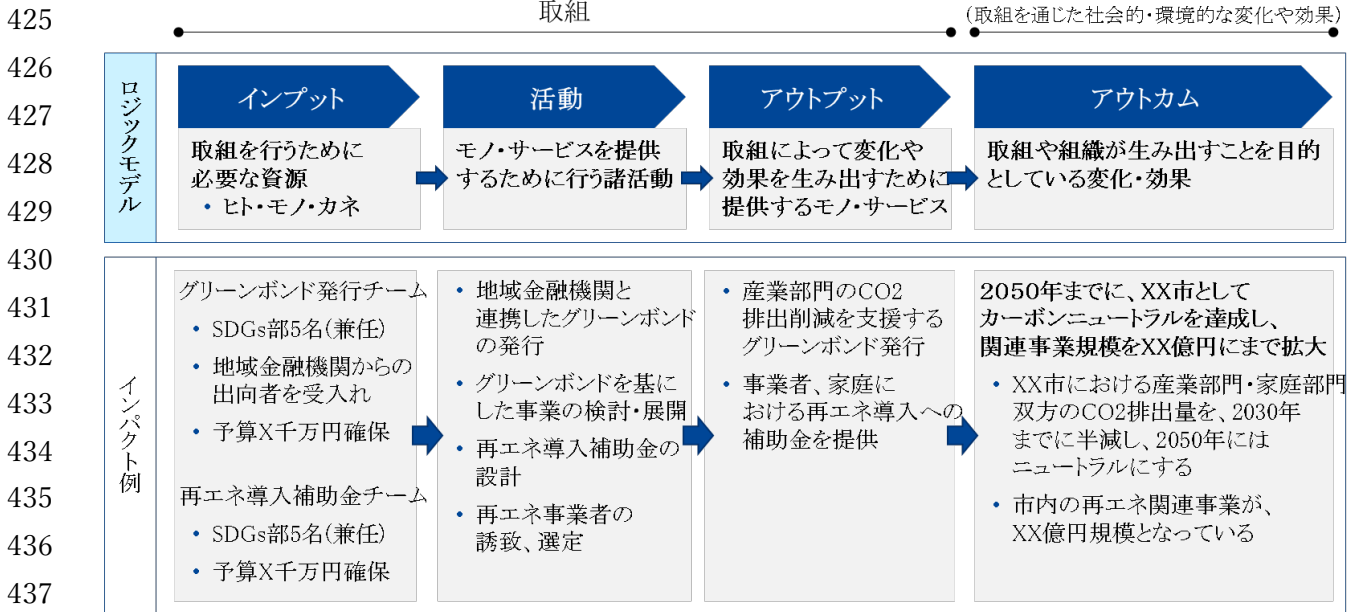
420

421

422

423

424 <地方公共団体のロジックモデルイメージ>



430

431

432

433

434

435

436

437

438 ロジックモデルは、最終目標である「アウトカム(インパクト)」から逆算して作成する。具

439 体的には、以下のような手順を想定する。

440 なお、詳細な方法等については末尾に記した参考資料を参考されたい。

441

442 ①アウトカムの設定

- 443
- アウトカムはステップ1で設定した「目指す姿」が該当する

444

445 ②アウトプット・活動・インプットの設定

- 446
- アウトカムの実現に向け、どのような取組を行っていくかについて、3段階で整理する。具体的には、以下のような形となる。
    - まずは「誰に」「何を」提供するかを踏まえ、「活動」を整理
    - その結果提供されるモノ・サービスを「アウトプット」として設定
    - 最後に、その実現に必要な資源(ヒト・モノ・カネ)を整理

451

452 このとき、以下に留意することで、より良いロジックモデルの作成が可能となる。

- 453
- アウトカム(=「目指す姿」)においては、地域課題の解決と、地域経済の活性化の両面が含まれていることが望ましい  
(地方公共団体においては、必ずしも経済活動に結びつかない地域課題も存在するため、その場合はこの限りではない)
  - ロジックモデルは取組により、絶えず見直し、更新するものであり、初期の段階で精緻化するのではなく、まずは作成し、実践してみることが重要

458

459

## ステップ 2-2 インパクト評価指標の考え方(評価方法)

ロジックモデルでは、その最終目標であるアウトカム(=インパクト)の達成度を測る指標設定が重要である。

指標を設定し、モニタリングすることにより、取組の進捗が可視化され、必要に応じ軌道修正を行ったりすることが可能となる。

アウトカム(=インパクト)指標は、「目指す姿」において定量目標を設定している場合はそれを活かしながらも、その構成要素等で追加指標の設定が適切な場合も想定される。また、指標の設定においてはロジックモデルに合わせ適切な指標を作成していくことが期待されるが、必要に応じ参照できる既存指標等も存在しており、グローバルで活用されている事例も含め以下に整理する。

	発行/管理 主体	概要	主な活用場面
地方創生SDGs ローカル指標	内閣府	SDGsが提案している230の指標を、日本の自治体で使用可能な形に改訂したもの	自治体が総合計画等においてSDGsの目標を定める際などに活用
地方創生SDGs 取組達成度評価項目一覧	内閣府	SDGsのターゲットを、まち・ひと・しごと総合戦略に関連付けて読み替えたもの	地域事業者等や地域金融機関が地方創生SDGsに向けた取組を推進する際などに活用
UNEP FI “Impact Radar”	UNEP	SDGsの各項目に対するマテリアリティを可視化するもの	事業活動とSDGsとの関係性を可視化する際に参照
GIIN - IRIS+	GIIN	インパクト指標について、SDGs並びに独自の「インパクトカテゴリー」毎に作成・統合を進めているもの	主にインパクト投資家が自身のインパクトを管理するためのツールとして提供
Impact Management Norms (IMP / Impact Frontiers)	Impact Frontiers	インパクトを特定する際に見るべき「観点」を提示したもの	「インパクト評価」を実施したい投資家や企業が基礎情報として参照

⋮

特に、内閣府が発表している2件は本ガイドラインの趣旨に照らしても活用しやすいものであると考えられるため、以下に一部の指標 / 評価項目を抜粋して紹介する。

- 具体事例1 - 「地方創生SDGsローカル指標リスト<sup>14</sup>」より抜粋
  - SDGsの Goal 2「飢餓をゼロに」に関連したローカル指標：「2.3.1.1 林業就業人口当たりの林業産出額」
  - SDGsの Goal 15「陸の豊かさを守ろう」に関連したローカル指標：「15.2.1 耕作放棄地面積割合」

<sup>14</sup> 地方創生SDGsローカル指標リスト (2022年9月改訂版)

[https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/sonota/sdgs\\_shihyou\\_risuto\\_2.pdf](https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/sonota/sdgs_shihyou_risuto_2.pdf)

- 495 ● 具体事例2 - 「地方創生 SDGs 取組達成度評価項目 15」より抜粋  
496 ○ SDGsの Goal 4「質の高い教育をみんなに」に関連した評価項目：  
497 「4.1 効果的な学習成果の実現を目指し、義務教育の質を向上させ、全ての  
498 子供たちの基礎学力を育成するための取組を推進する(遠隔教育の推進、  
499 IT・プログラミング教育の拡充等)」  
500 ○ SDGsの Goal 8「働きがいも経済成長も」に関連した評価項目：  
501 「8.9 地域資源による雇用創出を実現する／日本の歴史的・文化的資源を  
502 保護し、国内外の観光客の増加を目指し、DMO を核とする観光地域づくり  
503 及びスポーツツーリズム、アニメツーリズム等による訪日プロモーションを実  
504 施する」  
505

506 これらも活用した指標の策定において留意点は以下の通り。

- 507 ● 「インパクト評価」においてはアウトカム(=インパクト)の指標化が中心ではあるが、  
508 時間軸が長期である等設定が困難な場合は、アウトプットの指標を設けることも考  
509 えられる。  
510 ● 上記の参考指標も活用しつつ、基本的には各取組に合わせた指標を作成するこ  
511 とが望ましい  
512 ○ 既に地域事業者や地方公共団体において取得できている情報であれば、  
513 集計の負担も少なく導入が容易と考えられる  
514 ○ 一方、取組のインパクトを見るうえで必須だが現状取れていないデータにつ  
515 いては、直接取れないデータでも推計の方法を考えるとということも含め、何か  
516 しらの指標化を試みることを望ましい  
517 ● 取組を推進する中で、指標の設定を見直すことも問題ない  
518 ○ 特に初期は、意図しない成果や、場合によっては悪影響が発生する可能性  
519 もある  
520 ○ 取組を推進する中で新たにみるべき指標や、逆に設定した指標が影響の少  
521 ないことが分かった場合は、柔軟に変更することも考えられる  
522

---

<sup>15</sup> 地方創生SDGs取組達成度評価項目一覧

[https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs\\_finance\\_evaluation\\_item.pdf](https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs_finance_evaluation_item.pdf)

### 523 **ステップ3 – 取組を実践、評価しながら、ロジックモデル・指標に基づき取組を改善**

524 ステップ3は、実際に取組を実践しながら評価し、改善していく段階である。

525 通常の形で取組を行うこととの最大の差は、ロジックモデル及びインパクト指標の設定  
526 ができていることである。これにより、どのような活動により、どのような成果を目指している  
527 のか、その結果が指標としてどのように表れているか、ということが可視化され、目指す姿  
528 の実現に向けた軌道修正等が可能となる。

529 この段階に限らず全体において、地域金融機関が地域事業者に協力することが望まし  
530 い。地域金融機関にとっても、地域課題を解決しながら地域経済の活性化にもつながる取  
531 組を実施している地域事業者に協力することは、自身の事業拡大やその背景となる地域  
532 経済の新興にもつながり、地域にとっても非常に有益な活動になると考えられる。

533 また、地方公共団体にとってもこの取組を行うことには大きな意義がある。地方公共団  
534 体として目指す姿を示すことにより、それを域内の地域事業者や金融機関が目標として目  
535 指すことが可能になるからである。

536 なお、既に総合計画等において類似の活動(目指す姿の設定、それに向けた実施内容  
537 の整理、それに関連したKPIの設定、等)を行っている場合は、それを読み替え、本ガイド  
538 ラインの要素に取り入れてもよいと考えられる。

539

## 参考:「インパクト評価」に関する参考資料

本ガイドラインの第5章における「地方創生SDGsインパクト評価」については、既存のインパクト評価等に関する検討を基に簡素化した内容を記載している。実践を進めるにあたり、より詳細な内容を知りたい場合は、目的に応じ以下を参照のこと。

なお、以下で「社会的インパクト」と記載されているものは、基本的には「地方創生SDGsインパクト」と読み替え可能。ただし、「地方創生SDGsインパクト」の定義は以下であることに留意し、必要に応じ補足をすることが望ましい。

- 地域におけるSDGsを原動力とした取組の結果として生じた、「地域課題の解決」や「地域経済の活性化」に資する短期、長期の変化・効果

## インパクト評価の全体像をより詳細に理解したい場合

### 社会的インパクト評価ツールセット実践マニュアル

2017年にGSG国内諮問委員会(日本におけるインパクト投資やエコシステムの拡大を推進している団体)の社会的インパクト評価ワーキング・グループが発表した、事業者を主たる使いとして作成されたマニュアル。

- 発行者:GSG 国内諮問委員会 社会的インパクト評価ワーキング・グループ
- 主たる読者の想定:事業者
- 主な利用場面:本ガイドラインの第5章の各プロセスについて、より詳細に記載したものであり、一度インパクト評価を実施し、更に深化させたい場合に参照することを想定。
- 主な記載内容(抜粋)
  - 評価の実践ステップ - 7ステップに分け、ロジックモデルの作成からインパクト評価指標の収集・分析、更には事業改善のステップまでを解説
  - ロジックモデルの作成方法 - 事例と共にロジックモデルの作成方法を詳述
  - 指標・測定方法の設定 - 指標設定における考え方や具体例を詳述

URL:[https://simi.or.jp/wp-content/uploads/2020/06/NAB\\_manual\\_ver2.pdf](https://simi.or.jp/wp-content/uploads/2020/06/NAB_manual_ver2.pdf)

### 社会的インパクト評価ツールキット

内閣府の事業の一環として作成されたもので、NPO等における社会的インパクト評価を担う人材の育成と、社会的課題の解決を担う組織の運営力の強化を目的としている。ただし、内容は地域事業者にも一定共通するものであり、実際に上記「社会的インパクト評価ツールセット実践マニュアル」も参考としている。

- 発行者:内閣府(新日本有限責任監査法人作成)
- 主たる読者の想定:NPO(ただし、事業者等にも共通の内容)
- 主な利用場面:本ガイドラインの第5章の各プロセスについて、より詳細に記載したものであり、一度インパクト評価を実施し、更に深化させたい場合に参照することを想定。

- 580 ● 主な記載内容(抜粋)
- 581 ○ 「インパクトマップ」の作成方法 - インパクト指標策定のアプローチの一つと
- 582 して、「インパクトマップ」を通じて関連ステークホルダーに対応した整理、検
- 583 討の方法が記載されており、そのための資料フォーマットも掲載されている
- 584 URL:<https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h28-social-impact-chousa-report-03.pdf>

585

## 586 社会的インパクト・マネジメント・ガイドライン

587 SIMI(社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ)のホームページにおいて「社会的イ

588 ンパクト・マネジメント・ガイドライン(Ver. 2)」として、社会的インパクトマネジメントの包括的

589 な説明資料と関連資料が掲載されている。

- 590 ● 発行者:SIMI(社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ)
- 591 ● 主たる読者の想定:事業者
- 592 ● 主な利用場面:社会的インパクト評価を組織に本格的に組み込むためのガイドライ
- 593 ンであり本ガイドラインの目指す更に先の内容となっている部分もあるが、インパクト
- 594 評価を行う上での各要素がホームページ上に分かりやすくまとめられているため、
- 595 必要に応じ参照いただきたい。
- 596 ● 主な記載内容(抜粋)
- 597 ○ 用語集:[https://simi.or.jp/tool/practice\\_guide/glossary](https://simi.or.jp/tool/practice_guide/glossary)
- 598 ○ コラム集:[https://simi.or.jp/tool/practice\\_guide/columns](https://simi.or.jp/tool/practice_guide/columns)
- 599 ○ ロジックモデル解説:[https://simi.or.jp/tool/logic\\_model](https://simi.or.jp/tool/logic_model)
- 600 ■ 分野別のロジックモデルの事例も掲載、実際の作成にあたり参照可能
- 601 ○ アウトカム指標データベース:[https://simi.or.jp/tool/outcome\\_indicators\\_db](https://simi.or.jp/tool/outcome_indicators_db)
- 602 ■ インパクト指標を検討する上での具体的な例が一覧化、実際の作成にあたり
- 603 参照可能

604 URL:[https://simi.or.jp/tool/practice\\_guide/columns](https://simi.or.jp/tool/practice_guide/columns)

605

## 606 インパクトレーダー

607 国連環境計画・金融イニシアティブが発表した、金融機関が自身の取組の影響を考

608 るうえで検討すべきインパクト領域を定義、整理した考え方。SDGsの枠組みに沿って整理

609 されており、金融機関のみならず、事業者等も自身の事業や取組が与える影響を考

610 るうえで有益な整理となっている。2022年に改訂版が発表され、12の「インパクトエリア」と34

611 の「インパクトトピック」が提示されている。

- 612 ● 発行者:国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)
- 613 ● 主たる読者の想定:金融機関(ただし、事業者・地方公共団体も活用可能)
- 614 ● 主な利用場面:自身の事業や取組がSDGsの観点でどのようなインパクトを創出す
- 615 るかを検討する際に参照できる包括的なソース。事業や取組の目指す姿の作成時
- 616 や、インパクト指標を検討する際に参照することが有効と想定。
- 617 ● 主な記載内容(抜粋) - インパクトの基盤となる「3つの柱」を定め、それぞれについ
- 618 て詳細なインパクトエリア・インパクトトピックとして具体的に検討すべきインパクトを

- 619 定義。具体的には以下のような整理となっている<sup>16</sup>。
- 620 ○ Social (社会) – 個人に与えるインパクト。具体項目として、「人格と人の安全
- 621 保障」(児童労働、データプライバシー等)、「生計」(雇用、賃金、社会的保
- 622 護)、等が挙げられている。
- 623 ○ Environmental (環境) – 自然環境に与えるインパクト。具体項目として「サー
- 624 キュラリティ」(廃棄物、資源強度)、「生物多様性と生態系」(土壌、大気、水
- 625 域、等)、
- 626 「気候の安定性」、が挙げられている。
- 627 ○ Economic (経済) – 社会経済に与えるインパクト。具体項目として「健全な経
- 628 済」(零細・中小企業の繁栄、セクターの多様性)、「インフラ」、等が挙げられ
- 629 ている。

630 ● 参考資料

- 631 ○ 日本語版(2018年度版):[https://www.unepfi.org/wordpress/wp-](https://www.unepfi.org/wordpress/wp-content/uploads/2018/12/PI-Impact-Radar_J.pdf)
- 632 [content/uploads/2018/12/PI-Impact-Radar\\_J.pdf](https://www.unepfi.org/wordpress/wp-content/uploads/2018/12/PI-Impact-Radar_J.pdf)
- 633 ○ 環境省より、インパクトレーダーの改訂内容の概要資料が公開されている
- 634 <https://greenfinanceportal.env.go.jp/pdf/114286.pdf>

635 URL:<https://www.unepfi.org/publications/unep-fi-impact-radar-2022/>

636

637

## 638 ロジックモデルの作成方法について詳細に理解したい場合

### 640 社会的インパクト評価実践研修 ロジック・モデル作成の手引き

641 内閣府の「社会的インパクト評価の普及促進に係る調査」事業の一環で作成された資

642 料。そもそもインパクト評価が何か、という点から、ロジックモデルの作成、更にはインパクト

643 指標の検討についてもカバーした研修資料。

- 644 ● 発行者:内閣府(PwC あらた有限責任監査法人作成)
- 645 ● 主たる読者の想定:社会的企業(営利・非営利を問わない)、評価支援者
- 646 ● 主な利用場面:ロジックモデルの作成にあたっての参考資料。研修資料となってい
- 647 るため、
- 648 ステップごとに詳細な説明の記載があり、初めて取り組む際に有用と考えられる。
- 649 ● 主な記載内容(抜粋)
- 650 ○ ロジックモデル作成のステップ – 本資料では「事業の目的と受益者の特
- 651 定」、「成果の設定」、「直接の結果、活動、資源の設定」、「最終確認」の4ス
- 652 テップで説明。
- 653 ○ 具体的なロジックモデルの事例についても掲載されている。

654 URL:<https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h28-social-impact-sokushin-chousa-02.pdf>

655

---

<sup>16</sup> 各項目の日本語訳は、環境省資料より引用



## 656 ロジックモデル作成ガイド

657 日本財団が発表しているロジックモデルの作成ガイド。基本的な考え方から事例までを  
658 簡潔にまとめている。

- 659 ● 発行者: 日本財団
- 660 ● 主たる読者の想定: インパクトを生み出すことを目指す事業や組織全般
- 661 ● 主な利用場面: シンプルにまとめられており、まず概要を理解したい場合に有用。
- 662 ● 主な記載内容(抜粋)
  - 663 ○ ロジックモデルの作り方 - 本資料では「最終アウトカムの検討」、「中間・初期
  - 664 アウトカムの検討」、「具体的な事業内容の検討」の3ステップで説明。
  - 665 ○ 具体的なロジックモデルの事例についても掲載されている。

666 URL: [https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2019/01/gra\\_pro\\_soc\\_gui\\_03.pdf](https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2019/01/gra_pro_soc_gui_03.pdf)

667

## 668 ロジックモデル解説

669 ロジックモデルの作成方法については日本財団の「ロジックモデル作成ガイド」を基に  
670 しているが、それに加え分野別の事例を掲載しており、具体事例を複数参照したい場合に  
671 有用。

- 672 ● 発行者: SIMI(社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ)
- 673 ● 主たる読者の想定: 事業者
- 674 ● 主な利用場面: 他のソースでは限定的だった実際の事例について、分野別に詳細  
675 に紹介されており、自身の事業や取組を考えるうえで参照可能。
- 676 ● 主な記載内容(抜粋)
  - 677 ○ 次の各分野の詳細事例を掲載 - 教育、就労支援、地域まちづくり、環境教
  - 678 育、文化芸術、
  - 679 福祉(介護予防)、子育て支援、防災、ホームレス支援、スポーツ、ヘルスケ
  - 680 ア、ソーシャル
  - 681 キャピタル

682 URL: [https://simi.or.jp/tool/logic\\_model](https://simi.or.jp/tool/logic_model)

683

684

## 685 インパクト評価指標について詳細に知りたい場合

686

## 687 地方創生SDGsローカル指標リスト

688 日本の自治体が置かれている状況を加味し、SDGsに紐づいて国連統計委員会が提案  
689 している約230の指標を内閣府において地方創生SDGsの観点で指標化したリスト。本  
690 ガイドラインの主たる読者である地方公共団体・地域事業者にとって利用しやすい指標と  
691 なっている。各指標はあくまでも提案であり、最終的には各地方公共団体の施策目標、達  
692 成目標の内容と照らし合わせて検討し、必要に応じ独自の指標を設定することが望まし  
693 い。

- 694 ● 発行者: 内閣府地方創生推進事務局自治体SDGs推進評価・調査検討会
- 695 ● 主たる読者の想定: 地方公共団体(地域事業者・地域金融機関も参照可能)

- 696 ● 主な利用場面:インパクト指標の検討において、日本の自治体の状況を踏まえ作成  
697 された指標例として参照。既存の統計等でデータが入手可能な項目が多く、定量  
698 化ができる指標の検討においても有用。
- 699 ● 主な記載内容(抜粋)
  - 700 ○ SDGsの各項目に対応する形で「ローカル指標(案)」を掲載。ただし、項目  
701 によっては継続検討中のものもあり、あくまでも「提案」であることに留意が必要。  
702

703 URL:[https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/sonota/sdgs\\_shihyou\\_risuto\\_2.pdf](https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/sonota/sdgs_shihyou_risuto_2.pdf)

## 706 地方創生SDGs取組達成度評価項目一覧

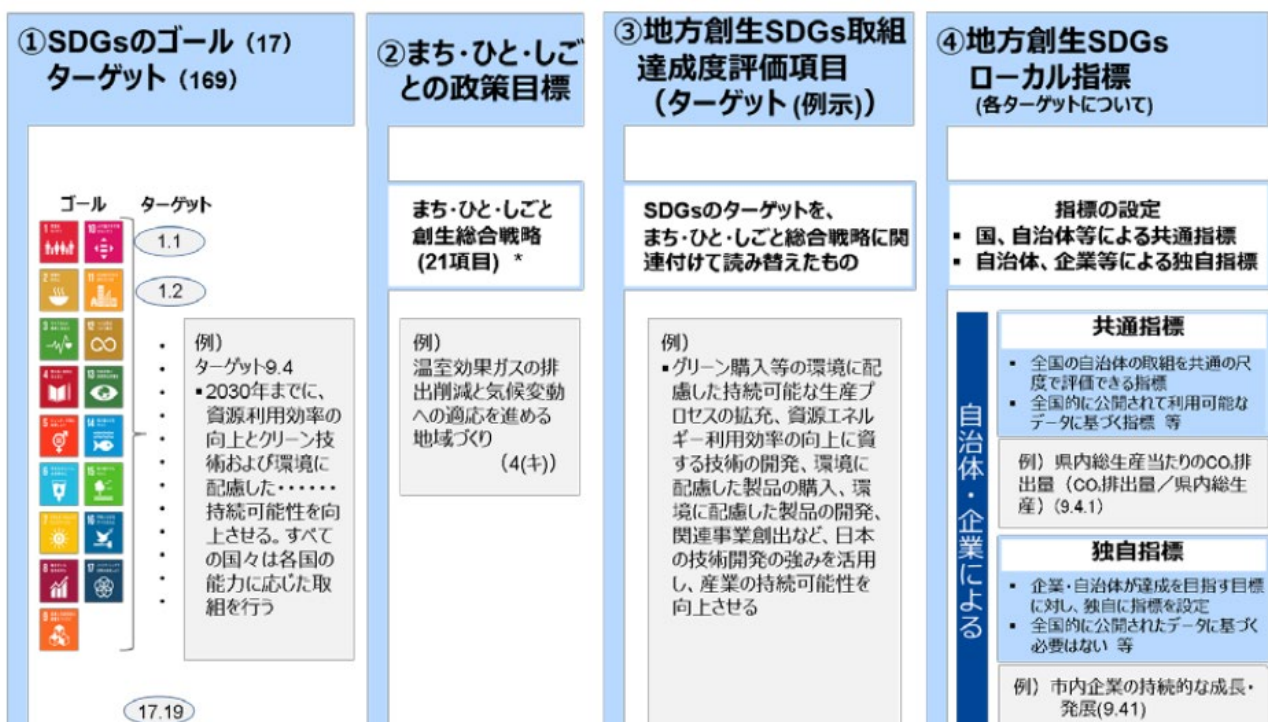
707 SDGsのターゲットを、「まち・ひと・しごと総合戦略」に関連付けて読み替えた評価項目。  
708 ローカル指標と同様に、グローバルの考えであるSDGsを、日本、並びに自治体の文脈に  
709 合わせて検討した内容となっている。指標ではなく「評価項目」として整理されているが、  
710 それを基にインパクト指標を検討することが可能。

- 711 ● 発行者:内閣府地方創生推進事務局 地方創生SDGs金融調査・研究会
- 712 ● 主たる読者の想定:地方公共団体(地域事業者・地域金融機関も参照可能)
- 713 ● 主な利用場面:インパクト指標の検討において、日本の自治体の状況を踏まえ作成  
714 された指標例として参照。指標として参照すべきデータ等は「ローカル指標」に詳し  
715 いため、併せて参照すると有効。
- 716 ● 主な記載内容(抜粋)
  - 717 ○ ローカル指標同様、SDGsの各項目に対応する形で取組達成度評価項目  
718 を掲載。

719 URL:[https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs\\_finance\\_evaluation\\_item.pdf](https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs_finance_evaluation_item.pdf)

720 【参考 - SDGsのゴール・ターゲットと、内閣府の関連指標の関係性】

721 (内閣府「地方創生SDGs取組達成度評価項目一覧」より引用)



## 723 アウトカム指標データベース

724 全国で取組まれているインパクト評価で用いられている指標を集約、一覧化したサイト。  
725 分野、もしくはステークホルダーでの絞り込みが可能で、キーワード検索も可能となってお  
726 り、自身の取組に関連した指標の事例を検索する際に有用。

- 727 ● 発行者: SIMI (社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ)
- 728 ● 主たる読者の想定: 事業者
- 729 ● 主な利用場面: インパクト指標の検討において、既存の取組における指標例として  
730 参照。検索性も高く、自身の事業や取組が定まっている場合は活用しやすいと想  
731 定。
- 732 ● 主な記載内容 (抜粋)
  - 733 ○ 次の分野での絞り込みが可能 - スポーツ、ソーシャルキャピタル、ヘルスケ  
734 ア、ホームレス支援、地域町づくり、子育て支援、就労支援、教育、文化芸  
735 術、環境教育、福祉(介護予防)、  
736 防災
  - 737 ○ 次のステークホルダーでの絞り込みが可能 - イベントボランティア、子ども、ス  
738 ponsor、プログラム参加者、ホームレス(元ホームレスを含む)、参加者周  
739 辺、地域・地域住民、家族、寄付先、行政、親、高齢者

740 URL: [https://simi.or.jp/tool/outcome\\_indicators\\_db](https://simi.or.jp/tool/outcome_indicators_db)

741

742

## 743 (参考) IRIS+

744 インパクトを測定するための指標カタログとして、2008 年から開発・運用されている。主に  
745 インパクト投資家を想定したソースで、英語のカタログだが、インパクト評価のグローバルス  
746 タンダードとなっている。

- 747 ● 発行者: GIIN (Global Impact Investing Network)
- 748 ● 主たる読者の想定: インパクト投資家(投資先の事業者の指標でもあり、事業者も活  
749 用可能)
- 750 ● 主な利用場面: 英語ではあるが、グローバルスタンダードでの指標設定を実施する  
751 場合には有用。
- 752 ● 主な記載内容 (抜粋)
  - 753 ○ インパクトカテゴリーやSDGsからインパクト指標を絞り込むことが可能。
  - 754 ○ インパクトカテゴリー(原文) - Agriculture, Air, Biodiversity & Ecosystems, Climate, Diversity  
755 & Inclusion, Education, Employment, Energy, Financial Services, Health, Real Estate, Land,  
756 Oceans & Coastal Zones, Pollution, Waste, Water, Cross Category, Infrastructre

757 URL: <https://iris.thegiin.org/>

758

759

## 760 社会的インパクト・マネジメントと IRIS+との対応

761 先述の IRIS+を、インパクト指標としてどのように活用するかを説明した文章。実際の  
762 IRIS+の画面イメージと共に指標の検索方法と検討ステップを説明しており、グローバルス  
763 タンダードの指標設定を実施する場合には有用なガイダンス。

- 764 ● 発行者:SIMI(社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ)
- 765 ● 主たる読者の想定:事業者
- 766 ● 主な利用場面:海外投資家や、取引先の上場企業とのコミュニケーション等を想定
- 767 して、グローバルスタンダードの指標設定を行いたい場合のガイドブックとして有用。
- 768 ● 主な記載内容(抜粋)
- 769 ○ IRIS+の概説
- 770 ○ インパクト評価における IRIS+の活用方法 等

771 URL:[https://simi.or.jp/wp-content/uploads/2021/06/SIM-guideline-Ver.2\\_-guidance-document\\_IRIS.pdf](https://simi.or.jp/wp-content/uploads/2021/06/SIM-guideline-Ver.2_-guidance-document_IRIS.pdf)

772  
773

## 774 インパクトファイナンスについて詳細に知りたい場合(地域金融機関向け)

775

### 776 グリーンから始めるインパクト評価ガイド

777 環境省の「ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース」(ESG 金融ハイレベル・パネ  
778 ル)において取りまとめられたガイド。投資家としてインパクト評価を実施する際の全体像  
779 と、その際に活用可能なツール等を取りまとめた資料。

- 780 ● 発行者:環境省 ESG 金融ハイレベル・パネルポジティブインパクトファイナンスタ  
781 スクフォース
- 782 ● 主たる読者の想定:投資家
- 783 ● 主な利用場面:地域金融機関として、体系的にインパクトファイナンスに取り組む際の  
784 基礎資料として  
785 参照。
- 786 ● 主な記載内容(抜粋)
- 787 ○ インパクト評価の基本的手順(インパクトの特定、インパクトの事前評価、イン  
788 パクトの事前評価結果の確認、モニタリング、情報開示)
- 789 ○ インパクトの管理体制の構築
- 790 ○ 独立した評価(レビュー)を行う場合のポイント
- 791 ○ 付属資料(評価指標の例、インパクトファイナンス評価・情報開示事例集、  
792 等)

793 URL:[https://greenfinanceportal.env.go.jp/policy\\_budget/esg\\_highlevelpanel/pif\\_taskforce.html](https://greenfinanceportal.env.go.jp/policy_budget/esg_highlevelpanel/pif_taskforce.html)

794  
795  
796  
797  
798  
799  
800  
801  
802  
803

## 地方創生SDGs金融調査・研究会（敬称略・五十音順）

804

805

806 ※2023年7月時点、敬称略・五十音順

807 ◎: 座長 ○: 座長代理

808

809 (委員一覧)

810

811 村上 周三(◎) 一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センター 理事長

812 一般社団法人環境不動産普及促進機構 理事長

813

814 竹ヶ原啓介(○) 株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所長

815

816 大久保 光 大東京信用組合 総合企画部 部長

817

818 柏井 宏之 福岡県北九州市 企画調整局長

819

820 金井 司 三井住友信託銀行株式会社経営企画部フェロー役員

821 チーフ・サステナビリティ・オフィサー

822

823 蟹江 憲史 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授

824

825 橋本 正裕 茨城県境町 町長

826

827 師岡 直明 多摩信用金庫 経営戦略室長

828

829 山内 徳一 福岡銀行 地域共創部長

830

831 吉田 稔 京葉銀行 執行役員法人営業部長

832

833 (オブザーバー)

834 内閣官房

835 金融庁

836 環境省

837

838

## 留意事項

839

840

- 本ガイドラインに法的拘束力はなく、ある行為等が、本ガイドラインに記載された事項（「べきである」と表記した項目を含む。）に準拠しなかったことをもって、本ガイドラインに基づき法令上の罰則等が課されるものではない。

841

842

843

- 地方創生SDGs金融調査・研究会（事務局：内閣府地方創生推進事務局）は、本ガイドラインに記載された情報の利用等、又は、本ガイドラインの変更、廃止等に起因し、又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、いかなる者に対しても何らの責任を負うものではない。

844

845

846